

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

長崎市消費者センターからの情報です。

警戒情報

配信日 令和3年5月7日

「テレビショッピングはクーリングオフできません」

内容

テレビショッピングでマッサージ機を購入した。使ってみたところ思ったほど効果を感じなかったため、返品しようと連絡したら「返品不可」と言われた。クーリングオフできないのか。(60代・女性)

消費生活センターからのアドバイス

テレビショッピングなどの通信販売は、消費者が不意打ち的な勧誘を受けることがなく、じっくり考えて購入の申し込みができることからクーリングオフはできません。

返品は事業者が決めた返品特約に従うことになります。返品特約がない場合、8日以内であれば消費者が送料を負担して返品できます。

通信販売を利用する際は、事前に返品の可否や条件などをよく確認しましょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター (095-829-1234)	対馬市消費生活相談所 (0920-52-8322)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	壱岐市消費生活センター (0920-48-1135)
島原市消費生活センター (0957-62-9100)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	西海市消費生活センター (0959-37-0145)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
平戸市消費生活センター (0950-22-9122)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)
松浦市消費生活センター (0956-72-1861)	各町にも相談窓口があります

